

重要物流道路の追加指定要望のねらい

1. 重要物流道路とは

- 全国的な貨物輸送網の形成を図り、安定的なトラック輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な区間を定めて「重要物流道路」として指定するもの。（道路法第 48 条の 17）

※現在指定されている「重要物流道路」は国交省ホームページにて確認できます。

国交省ホーム>政策・仕事>道路>道路の効果>物流ネットワーク(重要物流道路、大都市環状道路など)

<http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/butsuryu/Top03-02-03.htm>

- 重要物流道路の構造基準は、貨物積載車両の能率的な運行が確保されるように定められる。（道路法第 48 条の 18）
車両高さ 3.8m→4.1m へ引上げ。
- 重要物流道路で必要な整備を終えた区間は別途指定され、国際海上コンテナ車（40ft 背高）が特殊車両通行許可の不要。
（車幅≤2.5m、車高≤4.1m、車長≤16.5m、総重量≤44 トン）
- 供用中区間のみならず事業中区間、計画中区間を含めて指定され、国が指定区間の機能強化や重点支援を実施。

2. これまでの経緯

- 平成 31 年 4 月 1 日、高規格幹線道路、直轄国道、都市高速道路および拠点へのラストマイルを対象に、供用中区間約 35,000km が指定された。事業中区間、計画中区間の追加指定が待たれているところ。
- 令和 2 年 4 月 1 日、既指定区間と一体となった隣接区間が新規供用した等の理由で 354km が自動的に追加指定。

3. 追加指定要望のねらい

- 「働き方改革」を実現し、トラック事業者が更に社会貢献していく上で、トラックの輸送効率化を高めるための道路整備が重要。
- 「重要物流道路」に指定され、指定区間に集中投資がなされることにより、高速道路の新設、既存道路の拡幅や立体交差化などの機能強化が行われれば、トラックが生活物資、産業物資、災害時の緊急支援物資などの輸送を、効率的かつスムーズに行うことが可能。

- トラック事業者の目線から早急な道路整備が真に必要だと考えられる区間について、各都道府県トラック協会から寄せられた情報を基に全ト協がとりまとめ、国土交通省等へ要望活動を展開する。

国際海上コンテナ車両（40ft 背高）を対象とした許可不要措置を目的とした要望は、改正道路法に基づき特殊車両通行許可を不要とする新たな制度が創設されることもあり、ここでは取り扱わない予定。

- 要望活動を進めるにあたり、地元の都道府県や市区町村と連携した活動としていくことが効果的であり重要。

指定要望区間の収集にあたり、地元自治体の要望活動の動き等を把握し、意見交換などをしていただき、これらを考慮に入れたものとしていただくことが、その後の力強い要望活動に繋がる。